

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例について
相模原市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 9 月 14 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例
相模原市建築基準条例(平成 11 年相模原市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条第 3 項中「政令第 112 条第 12 項の規定を準用する」を「その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備で区画しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

提案の理由

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 30 年政令第 255 号)による建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)の改正により防火区画に係る規定の一部が削除されたことに伴い、建築物の一部がホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等に該当する場合における防火区画について従前どおりの防火性能とするため、当該規定を準用する規定を改正いたしたく提案するものである。